

(一社) 日本医薬品卸売業連合会

平成 25 年度の取組みについて

(はじめに)

平成 19 年 9 月に流通改善懇談会（以下「流改懇」）の緊急提言が公表されてから、3 回の薬価改定が行われました。医薬品卸売業としましては、平成 25 年度を「流通改革第 3 ラウンド」の仕上げの年と認識し、緊急提言の実現のため、一定の成果を得るべく精一杯の努力を傾注いたしました。

平成 25 年度の取組みとしましては、流改懇に設置された 3 つのワーキングチーム会合のほか、特に、国内外のメーカー団体との会議を重ね、問題解決のための合意形成に努めたところです。

(川下流通)

一昨年 3 月の流改懇で合意された①取引条件の事前明示と覚書の締結、②単品単価取引の原則等の方針に基づき、日本保険薬局協会（以下「N P h A」）と日本医薬品卸売業連合会（以下、「卸連」）との間で新たな取引をスタートさせ、その推進状況を把握するため、覚書締結状況をチェックするモニタリング調査を実施してまいりました。その結果、単品単価取引の割合が大きく伸長し（表 1）、特に合理的な理由のない遡及値引きもほとんど解消され、薬価調査の信頼性確保のために大きく前進したものと考えます。

しかし、一方で、妥結率が期の途中低迷いたしました。（期末では概ね妥結しました。）妥結率低迷の要因として、新薬創出加算品の伸長等による市場構造の変化等により、薬局ごとに取引品目構成に変化が生じたため、単品ごとの価値に見合った市場価格が形成されれば、薬局ごとに卸から提示する価格水準に格差が生じます。購入者側に総価取引の意識が強い場合は、この格差について理解を得ることが困難な局面がありました。

覚書の締結は、取引条件を事前に明確にすることにより取引の透明性を確保すると同時に、単品ごとの価格を取引当事者間で確認し、契約として残していくことにより、単品ごとの相場観を醸成し、以降の価格交渉をスムーズに行うことに意義があるものと考えます。覚書の締結は、一部の取引当事者間で取引の基本動作として定着しましたが、今後、個々の取引当事者間の共通認識となるよう努めるとともに、覚書様式の簡略化等により、締結率の向上を図っていきたいと思います。

なお、卸連は、本年4月1日からの消費税率5%から8%への引き上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、消費税転嫁対策等特別措置法第12条の規定に基づき、本年10月1日から消費税の表示カルテルを実施いたしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。(別紙)

表1

総価取引の改善状況

*取引形態

(単位:%)

200床以上病院	H18 通期		H23 通期		H25 通期	
	軒数ベース	金額ベース	軒数ベース	金額ベース	軒数ベース	金額ベース
単品単価取引	53.3	34.0	76.1	51.9	78.1	53.4
総価取引	46.7	66.0	23.9	48.1	21.1	46.6
単品総価取引	26.8	32.7	17.3	31.8	16.5	33.1
全品総価除外有	—	—	4.6	11.7	3.3	10.5
全品総価取引	19.9	33.3	2.0	4.6	1.3	3.0

20店舗以上チェーン薬局	H18 通期		H23 通期		H25 通期	
	軒数ベース	金額ベース	軒数ベース	金額ベース	軒数ベース	金額ベース
単品単価取引	3.9	6.3	26.6	37.2	57.3	63.3
総価取引	96.1	93.7	73.4	62.8	42.7	36.7
単品総価取引	1.4	0.7	27.9	26.1	34.2	30.3
全品総価除外有	—	—	41.0	36.2	8.2	6.2
全品総価取引	94.7	93.0	4.5	0.5	0.3	0.2

*日本医薬品卸売業連合会加盟主要5社加重平均

(川上取引)

表2のとおり、市場構造が大きく変化し、「カテゴリー・チェンジ」が起これています。長期収載品のシェアが落ち、新薬創出加算品のシェアが増大しています。メーカー各社の考え方により、カテゴリーごとに利益率が異なっておりますが、卸連としては、適正利益を確保できるよう、それぞれのカテゴリーごとに合理的な価格体系を設定していただくことを要望しています。

仕切価につきましては、製品の価値に見合った市場価格を形成するための前提条件として、価値に見合った仕切価が設定されることが必要であり、そのためには、単品ごとの仕切価交渉を十分に行う必要があると考えます。また、期中においても、後発品の上市等により市場環境が変化した場合は、製品の市場価値も変化するわけですから、仕切価の見直しを行っていただく必要があると考えます。併せて、メーカーから卸に提供される割戻し・アローアンスのあり方についても、市場構造の変化に見合った見直しを検討していただきたいと思ひます。

表2 市場構造の変化

(平成25年度) (単位：%)

カテゴリー	売上シェア	売上伸び率
新薬創出加算品	30	+14
特許品・その他	30	+9
長期収載品	32	▲8
後発品	8	+12
全品目	100	+4

(平成24年度) (単位：%)

カテゴリー	売上シェア	売上伸び率
新薬創出加算品	28	+21
特許品・その他	30	+6
長期収載品	34	▲14
後発品	8	+13
全品目	100	+2

※日本医薬品卸売業連合会加盟主要卸5社加重平均値

平成 26 年 3 月 12 日

消費税の表示カルテルの実施について（会長声明）

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢

本年 4 月 1 日に薬価基準が改正され、同時に消費税の税率が 5%から 8%に引き上げられる。薬価の算定に当たっては、消費税相当額が加算されている。

一方、当連合会は平成 19 年の流通改善懇談会の緊急提言の実現を医療用医薬品の「流通改革」として位置付け、その実現に邁進してきた。流通改革の主たる目的は価値に見合った市場価格の形成であり、その前提条件となる単品単価取引の励行が必要である。

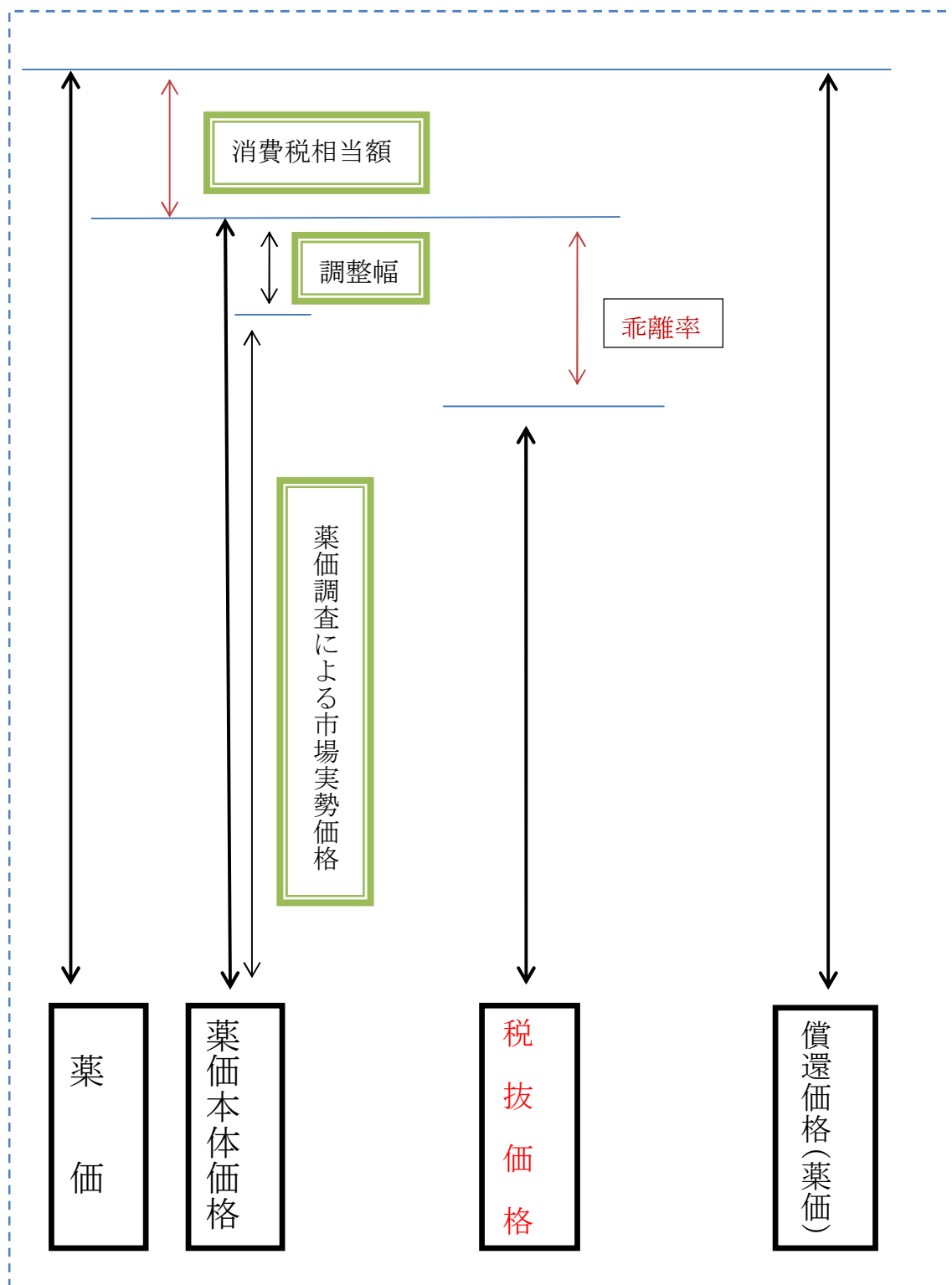
しかし、医薬品の価格交渉において、薬価を基準とした場合、消費税相当額を含んだ価格交渉になり、医薬品の本来の価値に見合う価格が不鮮明になる。従って、薬価から消費税相当額を控除した薬価本体価格を基準として価格交渉を行うことが価値に見合った市場価格の形成を図る上で望ましい。即ち、薬価本体価格と消費税相当額を「見える化」し、価格交渉を行うことが望ましい。

当連合会は、以上の観点から、消費税の転嫁と流通改革の定着の取組みとの整合性を考慮し、下記により消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成 25 年法律第 41 号)第 12 条の規定に基づき、同条第 2 号の共同行為(以下「表示カルテル」という。)を実施することとする。

記

- 1 表示カルテルの具体的内容は、次のとおりとする。
 - ① 医療機関又は薬局と医薬品の価格交渉を行う際、税抜価格を提示する。
 - ② 税抜価格は、薬価から薬価に加算されている消費税相当額を控除した額（以下「薬価本体価格」）との乖離率を明らかにした価格とする。
例) ○○円：薬価本体価格から△%乖離する価格
- 2 表示カルテルの実施期間は、医療機関・薬局に対する周知等の準備期間を考慮し、本年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(参考 1)



* 薬価本体価格 = 薬価 × 100 / 108

* 乖離率は、今後の価格交渉においては、「本体薬価差」という。

(参考 2)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税
の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

第 5 章 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

(届出に係る共同行為についての私的独占禁止法の適用除外)

第 12 条 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより、公正取引委員会に届出をしてする平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為（事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、この限りではない。

一 (略)

二 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為